

速報：職業紹介事業の許可基準の改正案

職業安定法の一部改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第12号。以下「改正法」という。）が令和4年3月31日に公布され、職業安定法に関する改正は令和4年10月1日に施行されることとなります。¹

これに伴い、職業安定法31条1項各号に定める職業紹介事業の許可基準について、適正な許可を行うための基準として運用する「[職業紹介事業の業務運営要領](#)」（平成11年11月17日付け職発第815号）についても、所要の改正を行う必要があり、令和4年5月25日に厚生労働省職業安定局需給調整事業課からパブリックコメント「[職業紹介事業の許可基準の改正について](#)」が公表されました（意見募集締切：令和4年6月23日）。

本ニュースレターでは、職業紹介事業における個人情報の取扱いの実務に焦点を当てて解説いたします。

本ニュースレターに関して、ご質問・ご相談がありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所
弁護士・社会保険労務士 渡邊 雅之
TEL：03-5288-1021
Email：m-watanabe@miyake.gr.jp

¹ 改正職業安定法については、『[改正職業安定法（逐条解説）（令和4年4月26日改訂版）～届出書の様式例・リコメンドの判断基準 求人メディア等のマッチング機能の質の向上～](#)』をご覧ください。

第1. 改正の概要

1. 個人情報の適切な保護に関する措置の追加

職業安定法 31 条 1 項 2 号の要件（「個人情報を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。」）について、「個人情報を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置」として以下のものを加えられます。

- (1) 職業安定法 5 条の 5 第 1 項の規定により業務の目的を明らかにするに当たっては、求職者の個人情報がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、求職者が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること。
- (2) 個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならないこと。
- (3) 職業安定法 5 条の 5 第 1 項又は法に基づく指針の規定により求職者本人の同意を得る際には、次に掲げるところによること。
 - (ア) 同意を求める事項について、求職者が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。
 - (イ) 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、職業紹介の条件としないこと。
 - (ウ) 求職者の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

職業安定法 31 条 1 項 2 号の要件（「個人情報を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。」）について、「個人情報を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置」として以下のものを加えられます。

○ポイント

- 個人情報保護法上も「個人情報の取得」については「利用目的をできるだけ特定しなければならない」（同法 17 条 1 項）とされているが、職業紹介業については、「業務の目的」について、「求職者の個人情報がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、求職者が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示」することが求められる。これにより、インターネット上で職業紹介業を行う場合には、求職者の個人情報の利用目的も記載した「利用規約」等を単に「読ませた」（同意をさせる場合を含む）だけでは足りなくなる可能性がある。求職者の個人情報の利用目的（第三者提供を含む）について、求職者が認識できるよう「具体的に明示」することが求められるようになる。
- 個人情報の収集は、①本人から直接収集、②本人の下で本人以外の者から収集、③本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なも

のによらなければならない。求職者本人からの直接収集の場合は、利用目的（業務の目的）を明示することは求められるが、求職者本人の同意は必ずしも求められていないが、「適法かつ公正」というためには、利用目的を求職者が認識できるよう「具体的に明示」して求職者本人の同意を取得するのが望ましいだろう。

- 「求職者本人の同意」については、個人情報保護法にはないレベル（GDPR（EU 一般データ保護規則）に近いレベル）の同意が求められる。
 - ①同意が求める事項を可能な限り具体的かつ詳細に明示すること（インフォームドコンセントに近い）
 - ②**業務の目的の達成を超えた**収集・保管、使用の同意を職業紹介の条件とすることが禁じられる。これも「同意の任意性」の一種であるが、いわゆるレコメンド機能が「業務の目的の達成を超えているか否か」は論点になり得るだろう。
 - ③求職者本人の「自由な意思」に基づく、「明確に表示された」同意が求められる。「同意の任意性」および「明確な同意」を求めている。レコメンド機能の利用を拒否した場合にも職業紹介サービスを受けられるようにするとともに、そのことがウェブサイト上も明確になるようにしなければならない。

2. 求人等に関する情報の的確な表示に関する内容を含む業務運営規程の整備

職業安定法 31 条 1 項 3 号の要件（「前二号に定めるもののほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。」）のうち、業務の運営に関する規程の要件について、職業安定法 5 条の 4（求人等に関する情報の的確な表示）に関する内容を含む業務の運営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されることとする。

○ポイント

- 職業紹介業を営む場合、「求人等に関する情報の的確な表示に関する内容を含む業務運営規程」を整備することが求められる。
- 具体的には指針で定められるが、①求人等に関する情報に虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないこと、②広告等により労働者の募集に関する情報・求人等に関する情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならないこと、を社内規程において定める必要がある。

○関連規定

(求人等に関する情報の的確な表示) (※新設)

第五条の四 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に関して新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法（以下この条において「広告等」という。）により求人若しくは労働者の募集に関する情報又は求職者若しくは労働者になろうとする者に関する情報その他厚生労働省令で定める情報（第三項において「求人等に関する情報」という。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

2 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、この法律に基づく業務に関して広告等により労働者の募集に関する情報その他厚生労働省令で定める情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

3 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、厚生労働省令で定めるところにより正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。

(求職者等の個人情報の取扱い) (※改正規定・修正履歴)

第五条の四五 公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、特定募集情報等提供事業者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者（次項において「公共職業安定所等」という。）は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「求職者等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにしてこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

② (略)

(有料職業紹介事業の許可) (改正なし)

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2～6 (略)

(許可の基準等) (改正なし)

第三十一条 厚生労働大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

一 (略)

二 個人情報を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

三 前二号に定めるもののほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

2 (略)